

公益信託に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第2号

公益信託に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則
(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(12) 略 <u>(13) 教育に関する公益信託の引受けの許可に関すること</u> <u>(14)</u> 略 2～4 略	(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(12) 略 <u>(13)</u> 略 2～4 略

(佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(5) 略 <u>(6) 教育委員会の主管に係る公益信託の総合調整に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(7)～(18)</u> 略 教育振興課～保健体育課 略	(課の分掌事務) 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(5) 略 <u>(6)～(17)</u> 略 教育振興課～保健体育課 略

(佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止)

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和60年佐賀県教育委員会規則第5号）
- (2) 教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年佐賀県教育委員会規則第26号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。